

家庭用コージェネレーションシステム契約
(選択約款)

2022年9月10日実施

栃木ガス株式会社

目 次

1. 目 的	3
2. 用語の定義	3
3. 適用条件	3
4. 契約の締結	3
5. 使用量の算定	4
6. 料 金	4
7. 単位料金の調整	4
8. 設置確認について	5
9. その他	5
付 則	6
（別 表）	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	7

1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。
- (2) 「専用住居」とは住居の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供されている部分とが結合している住居をいいます。
- (4) 「消費税相当額」とは消費税法に基づき消費税が課税される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方消費税に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合にはその端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については10%といたします。

3. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを以下のいずれかの条件で使用されること。
 - ① 専用住宅又は当社が専用住宅に準ずると認めた建物で使用する。
 - ② 併用住宅で、業務部分と住居部分に分離して住居部分に専用でガスメーターが設置されていて、住居部分で使用する。
- (2) 一需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が1KW以上5KW以下であること。

4. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款を承諾のうえ、当社所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、申込日の直後の定例検針日翌日から直後の定例検針日を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への申込日の直後の定例検針

日までといたします。

- ③ 契約期間満了時に先立って解約または変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされた使用者が、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が契約の解約の日または一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 当社は、使用者がこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、使用者がこの選択約款、一般契約または他の選択約款に基づく料金を、一般契約に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は一般契約に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料 金

当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

73,010円

② 平均原料価格 (トンあたり)

別表2(3)に定められた各3か月における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.9479 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の店頭に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 設置確認について

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、適当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなします。

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2022年9月10日から実施いたします。

2. この小売約款の実施に伴う切替措置

当社は、2022年9月10日から令和4年9月30日までの間に支払義務が発生する料金については、本供給約款の実施前の小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数切り捨て)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表

(1) 基本料金

1ヶ月につき	2,178.00円
--------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	117.42円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。